

学校において予防すべき感染症

◆感染症の種類と登校停止期間の基準（生徒手帳にも記載あり）

感染症の種類		登校停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断する）
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	バスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）	
	中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症）	
	指定感染症	
	新感染症	
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ※	

※学校では通常みられないような重大な流行が起こった場合に、感染拡大防止のために必要があるときに限り、緊急的に措置をとることができるもの